

釜石市個人情報保護審査会

日 時 平成 18 年 4 月 27 日 午前 10 時
場 所 市役所本庁舎 3 階 第 1 会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 審議事項

会長の互選について

会長職務代理者の指名について

その他

4 閉 会

釜石市個人情報保護条例の概要

条例制定の背景

- ・ 当市では、これまで、個人情報の保護に関する条例として、「電子計算事務委託に係るデータ保護に関する条例(昭和56年釜石市条例第24号)」を施行していました。
- ・ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」といいます。)が、平成17年4月1日に全面施行されましたが、同法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」とされています。
- ・ また、個人情報保護法第11条の規定により、地方公共団体が保有する個人情報の保護として、「地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない」とされています。
- ・ しかし、当市の「電子計算事務委託に係るデータ保護に関する条例」では、上記の個人情報保護法に対応する規定が整備されていないことから、このたび、同条例を全部改正し、「釜石市個人情報保護条例」を制定しました。

条例案の概要

第1章 総則

1 目的(第1条関係)

近年、市においては、IT化の進展に伴い、個人情報の取扱いが著しく拡大しています。ITを活用した個人情報の取扱いの拡大は、行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与していますが、一方で、ITを活用した個人情報の処理の特性(大量・高速処理、結合・検索及び遠隔処理の容易性)から、個人の権利利益の侵害のおそれやこれについての不安感の増大も考えられます。

この条例は、このような状況にかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的としています。

2 定義(第2条関係)

(1) 「個人情報」(第1号関係)

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、情報単独では、特定の個人を識別することができなくても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

(2) 「実施機関」(第2号関係)

この条例の対象として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員

会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者の権限を行う市長及び議会を規定しています。

(3) 「公文書」(第3号関係)

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいいます。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを「公文書」としています。

(4) 「事業者」(第4号関係)

この条例に規定する「事業者」の範囲を定めています。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 実施機関の義務

1 個人情報取扱事務の登録(第3条関係)

個人情報の取扱いに対する市民の不安感を解消するためには、市が保有している個人情報の内容やその取扱いの状況をわかりやすく示すことが必要であり、また、このことは市自らがその保有する個人情報を明確に把握し、より慎重かつ責任ある取扱いを確保していくためにも重要です。

特に、市民が自己に関する情報の存在や内容を確認し、自己情報の開示や訂正等を請求していくためには、その前提として、個人情報の保有状況や取扱いの状況が明らかにされていなければなりません。

この条は、実施機関に個人情報取扱事務登録簿の作成義務を課したものであり、市民が実施機関の保有する自己に関する情報の存在や内容を確認し、自己の情報に關与することができるよう、実施機関は、一定の事項を記載した登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないことを定めるものです。

2 収集の制限(第4条第1項関係)

個人情報を取り扱う事務において、当該事務の目的を超えて必要のない個人情報を収集することや、違法な手段や不当な方法により個人情報を収集することは、市民の不安を増大させるばかりでなく、その権利利益を侵害するおそれが大きくなります。

この項は、実施機関が個人情報を収集する場合に、必要以上の個人情報を収集しないよう、その目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段によるべきことを基本原則として定めるものです。

3 本人からの直接収集の原則(第4条第2項関係)

本人の知らない間に個人情報が収集されることは、誰もが最も不安を抱くことであり、その結果として本人が知らない間に個人情報が利用、提供されることは、個人の権利利益に重大な影響を及ぼすことになりかねません。

この項は、こうした個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、本人からの直接収集を原則とすることを実施機関の義務として定めるものです。

4 センシティブ情報の収集禁止の原則（第4条第3項関係）

思想、信条、信教は内心の自由に関するものとして、個人の人格に深くかかわるものであり、また、人種、民族や犯罪歴等社会的身分に関する情報は、社会的差別を誘発するおそれがあるものであって、こうした情報を収集することは、個人の基本的な人権を侵害するおそれが高くなります。

この項は、これらに代表されるいわゆる「センシティブ情報」の収集を原則として禁止することを定めるものです。

5 目的外の利用又は提供の禁止の原則（第5条第1項）

収集された個人情報、本人の知らない間に、本来の収集目的の範囲を超えて、実施機関内部で利用されたり、収集した実施機関以外のものに提供される場合には、知られたいくない情報が流出するおそれがあるとともに、収集時の背景事情が無視され、個人に関して誤った認識を持たれたり、個人に関する虚像が形成されるおそれがあります。

この項は、こうしたことに対する市民の不安を解消し、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、実施機関が個人情報を取り扱う目的以外の目的に利用し、又は提供することを原則として禁止することを定めるものです。

6 提供先への措置要求（第5条第2項）

この項は、実施機関以外のものには条例の規定が適用されないことから、実施機関が実施機関以外のものに個人情報を提供する場合、個人情報の適正な取扱いを確保するため、当該提供先に対し、必要な措置を講ずるよう求めることを義務づけるものです。

7 オンライン結合による提供の制限（第6条）

オンライン結合は、大量の情報が瞬時に送付され、しかも随時に利用可能であることから、行政サービスの向上や事務の効率化に大きな成果を発揮しています。その反面、第三者が容易に情報にアクセスし得ることから、その利用を誤ったり悪用された場合には、回復不能の事態が生じる危険性も有しています。

この条は、このような危険性にかんがみ、オンライン結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供を原則として禁止することを定めるものです。

8 適正管理（第7条）

個人情報漏えい、改ざんされたり、誤ったデータ、不完全なデータや過去のデータが流通することは、個人について誤った認識がなされ、適正な行政執行がなされないなど、個人の権利利益が侵害されるおそれがあります。

この条は、実施機関に対し、その保有する個人情報の安全性、正確性を確保する義務を課すとともに、保有する個人情報が不要となった場合には、速やかに、廃棄することを義務づけるものです。

9 職員等の義務（第8条関係）

本条は、実施機関の職員又は職員であった者に対し、職務上知り得た個人情報につい

て、適正に取り扱う義務を課すものです。

10 委託に伴う措置等（第9条関係）

本条は、実施機関が個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託する場合又は指定管理者に個人情報を取り扱う事務を行わせる場合において、個人情報を適正に管理し、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、実施機関における義務、委託を受けた者又は指定管理者における義務及び委託を受けた事務又は指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務の従事者における義務を定めるものです。

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

1 開示請求権（第10条関係）

- (1) 自己に関する個人情報の存在やその内容を知ることが、個人情報の取扱いに対する不安を解消し、個人の権利利益の侵害を未然に防止するための前提となるものです。この条は、何人も、自己に関する個人情報の開示を請求することができることを明らかにするものであり、個人の権利利益を確実に保護するため、条例上の権利として創設するものです。
- (2) 本人は自己の個人情報の開示を請求することができることのほか、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって個人情報の開示を請求することができること、個人情報の本人が既に死亡している場合には、本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族は、当該死者の個人情報の開示を請求することができることを定めるものです。

2 開示請求の手続（第11条関係）

この条は、開示請求は、所定の事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出して行うべきものであることのほか、個人情報の本人又は法定代理人若しくは死者の個人情報を請求できる者であることを証明する書類を提出又は提示すべきことを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めるものです。

3 個人情報の開示義務（第12条関係）

この条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないことを定めるものです。

4 法令等の規定に係る情報（第12条第1号関係）

本号は、法令等の規定による非開示情報の要件について定めるものです。

5 開示請求者に関する情報（第12条第2号関係）

- (1) 本号は、開示請求者に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものです。
- (2) 本条例の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する個人情報を開示する

ものであり、通常は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられますが、開示することが、必ずしも本人の利益にならない場合があります。また、未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人は、当該未成年者等が有している個人情報の開示請求権を本人に代わって行使することができますが、開示することにより当該未成年者等の利益に反することとなる場合があります。このような場合には、開示請求者本人（未成年者等の法定代理人による開示請求にあつては、当該未成年者等）の利益を保護するため、非開示とするものです。

6 請求者以外の個人に関する情報（第12条第3号関係）

- (1) 本号は、請求者以外の個人に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものです。
- (2) 開示請求された個人情報の中に、開示請求者以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合がありますが、第三者に関する情報を開示請求者に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は非開示とするものです。

7 法人等に関する情報（第12条第4号関係）

- (1) 本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものです。
- (2) 法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益は、保護される必要があることから、開示することにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、非開示とするものです。

8 公共の安全等に関する情報（第12条第5号関係）

- (1) 本号は、公共の安全等に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものです。
- (2) 開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、非開示とするものです。

9 審議、検討等に関する情報（第12条第6号関係）

- (1) この号は、市の機関、国の機関及び市以外の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものです。
- (2) 市の機関及び国の機関等の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合があります。また、未成熟な情報が開示され、又は情報が尚早な時期に開示されると、誤解や憶測に基づき住民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定のものに利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあります。

この号は、このような情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、市の機関及び国の機関等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを非開示とするものです。

10 事務、事業に関する情報（第12条第7号関係）

- (1) この号は、市の機関、国の機関又は市以外の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものです。
- (2) 開示することにより、市の機関、国の機関又は市以外の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非開示とするものです。

11 部分開示（第13条関係）

- (1) 本条第1項は、個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を明らかにするものです。
- (2) 本条第2項は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部に個人識別情報（非開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取扱うべき場合及びその場合における非開示とする範囲について定めるものです。

12 裁量的開示（第14条関係）

本条は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が記録されていても、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる場合について定めるものです。

13 個人情報の存否に関する情報（第15条関係）

開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにし、開示又は非開示を決定すべきですが、本条は、その例外として、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めるものです。

14 開示請求に対する措置（第16条関係）

本条は、開示請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにするものです。

15 開示決定等の期限（第17条関係）

本条は、開示決定等を行うべき期限（開示請求があった日から起算して15日）及び延長可能な期限（開示請求があった日から起算して最大45日）を定めるものです。

16 開示決定等の期限の特例（第18条関係）

本条は、開示請求に係る個人情報が著しく大量な場合における開示決定等の期限の特例を定めるものです。

17 事案の移送（第19条関係）

本条は、事案の移送につき、その要件、手続、効果を定めるものです。

18 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第20条関係）

本条は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合における

当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び第三者による争訟の機会の確保について定めるものです。

19 開示の実施（第 21 条関係）

本条は、個人情報の開示の方法及び開示の実施の手続を定めるものです。

20 法令等による開示の実施との調整（第 22 条関係）

本条は、法令等において、開示請求者に対して一定の個人情報を開示する規定（一定の場合に開示しない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が本条例の開示の方法と同一である場合には、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例による開示を行わないこととするものです。

21 開示請求等の特例（第 23 条関係）

本条は、個人情報の開示に当たり、その記録形態が定型的で開示に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことができ、一定の時期に開示請求が集中するものについて、開示請求者の負担を軽減し、事務の効率的な運用を図るため、口頭により開示請求をすることができることを定めるものです。

22 費用負担（第 24 条関係）

本条は、個人情報の開示を受ける場合の費用の負担について定めるものです。

23 訂正請求権（第 25 条関係）

個人情報が誤ったまま放置される場合、誤った情報をもとに行政処分その他の行政行為等が行われ、当該個人が社会生活上の不利益を被り、又は権利利益が侵害されるおそれが大きくなります。

本条は、自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときには、その訂正を請求することができることを明らかにするものであり、個人の権利利益を確実に保護するため、開示請求と同様に、条例上の権利として創設するものです。

24 訂正請求の手続（第 26 条関係）

本条は、訂正請求は、所定の事項を記載した書面を提出して行うべきものであることのほか、訂正請求者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならないことを定めるものです。

25 個人情報の訂正義務（第 27 条関係）

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、実施機関は、訂正請求に係る個人情報について訂正権限がないときを除き、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならないことを定めるものです。

26 訂正請求に対する措置（第 28 条関係）

本条は、訂正請求に対して、個人情報の訂正をする又は訂正をしない旨の決定をし、請求者に通知しなければならないことを定めるものです。

27 訂正決定等の期限（第 29 条関係）

本条は、訂正決定等を行うべき期限（訂正請求があった日から起算して 30 日）及び延長可能な期限（訂正請求があった日から起算して 60 日）を定めるものです。

28 訂正決定等の期限の特例（第 30 条関係）

本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときの訂正決定等の期限の特例を定めるものです。

29 事案の移送（第 31 条関係）

本条は、事案の移送につき、その要件、手続、効果を定めるものです。

30 個人情報の提供先への通知（第 32 条関係）

訂正請求制度は、個人に関する誤った情報をもとに行政処分その他の行政行為等が行われ、当該個人の権利利益が侵害されることを防ぐことを目的とするものであることから、当該個人情報を第三者等に提供しており、その提供先において誤った個人情報が利用されることを予見することができる場合には、個人の権利利益を保護するため、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知することとするものです。

31 利用停止請求権（第 33 条関係）

本条は、自己に関する個人情報第 4 条（収集の制限）、第 5 条（利用及び提供の制限）、第 6 条（オンライン結合による提供の制限）及び第 7 条第 3 項（適正管理）の各規定に違反して利用、提供又は保有されているときは、当該個人情報の利用停止を請求することができることを明らかにするものであり、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を確実に保護するため、開示請求、訂正請求と同様に、条例上の権利として創設するものです。

32 利用停止請求の手続（第 34 条関係）

本条は、利用停止請求は、所定の事項を記載した書面を提出して行うべきものであることその他利用停止請求の手続を定めるものです。

33 個人情報の利用停止義務（第 35 条関係）

本条は、利用停止請求に対する実施機関の利用停止義務を明らかにするものであり、実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用停止をしなければならないことを定めるものです。

34 利用停止請求に対する措置（第 36 条関係）

本条は、利用停止請求に対して、個人情報の利用停止をする又は利用停止をしない旨の決定をし、請求者に通知しなければならないことを定めるものです。

35 利用停止決定等の期限（第 37 条関係）

本条は、利用停止決定等を行うべき期限（利用停止請求があった日から起算して 30 日）及び延長可能な期限（利用停止請求があった日から起算して 60 日）を定めるものです。

36 利用停止決定等の期限の特例（第 38 条関係）

本条は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときの期限の特例を定めるものです。

第 3 節 救済措置

1 審査会への諮問等（第 39 条関係）

本条は、開示、訂正又は利用停止の決定に対する不服申立てがあったときは、原則として、個人情報保護審査会に諮問すべきこと、実施機関は、審査会からの答申を尊重して、速やかに、裁決又は決定を行わなければならないことを定めるものです。

2 諮問をした旨の通知（第 40 条関係）

本条は、諮問をした実施機関に対し、審査会に諮問した旨を不服申立人等の関係者に通知することを義務づけるものです。

3 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続（第 41 条関係）

本条は、第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示決定等に対する不服申立てについて、第三者からの不服申立てを却下若しくは棄却する場合又は非開示決定を変更して当該個人情報を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保しなければならないことを定めるものです。

第 4 節 是正申出等

1 是正申出（第 42 条関係）

本条は、自己に関する個人情報の取扱いが、この条例の定め に反して不適正であると認めるときは、当該実施機関に対して、是正の申出をすることができることを定めるものです。

2 是正申出の手続（第 43 条関係）

本条は、是正申出は、所定の事項を記載した書面を提出して行うべきものであることその他是正申出の手続を定めるものです。

3 是正申出に対する措置（第44条関係）

本条は、是正申出に対する実施機関の調査及び応答について定めるものです。

4 是正の再申出（第45条関係）

本条は、是正申出に対する処理の内容に不服があるときは、是正の再申出をすることができること、実施機関は、再申出に対する処理を行うときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならないことを定めるものです。

5 苦情の処理（第46条関係）

本条は、実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情に対して、必要な措置を講じることを定めるものです。

第3章 事業者が保有する個人情報の保護

1 事業者の責務（第47条関係）

(1) 個人情報の保護対策の重要性は、基本的に公的部門と民間部門とで異なるものではなく、市民の権利利益の保護を図る上で、事業者が保有する個人情報についても適切な保護対策が講じられることが必要です。

一方、公的部門においては、市民一般の利益との調整が重要であるのに対し、民間部門においては、「表現の自由」や「営業の自由」等との調整が問題となるものであることなどから、保護対策の具体的な内容は異なったものとならざるを得ません。

本条例における、事業者が保有する個人情報の保護対策のあり方としては、事業者における個人情報保護のための自主的な取組を基本とし、市はその取組が促進されるよう必要な支援等の措置を講じるものです。

(2) 本条は、個人情報を取り扱う者は、個人情報の性格とその重大性を十分に認識し、個人情報の適正な取扱いを自主的に進めることにより、個人情報の保護に努めることが求められるものであり、こうした責務について、民間部門における保護対策の基本理念として明確にするものです。

2 市の支援（第48条関係）

本条は、事業者が保有する個人情報の保護に関して、市長は必要な支援措置を講じることを定めるものです。

3 苦情相談（第49条関係）

市長は、事業者における個人情報の取扱いに関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるよう、必要な措置を講ずることを定めるものです。

4 出資法人（第50条関係）

市が出資する法人のうち、事業内容が市行政と密接な関連を有し、市行政の補完的、代行的な機能を果たしている法人については、市に準じた公共性を有し、個人情報の取扱いについてその社会的責任を十分果たすことに対する市民の期待も大きいと思われる

ます。

本条は、出資法人のうち実施機関が定める法人は、一般の事業者以上に個人情報の重要性を認識し、実施機関に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならないことを定めるものです。

5 国等との協力（第51条関係）

本条は、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、市長は、国等に協力を求めること等を定めるものです。

第4章 釜石市個人情報保護審査会

1 設置、組織等（第52条から第56条関係）

(1) 第52条は、個人情報保護審査会の設置の根拠規定であると同時に、その所掌事務を定めるものです。

(2) 第53条から第56条までは、審査会の組織、委員、会長及び会議について定めるものです。

2 審査会の調査権限等（第57条から第62条関係）

(1) 第57条は、審査会が審査のために必要な調査を行うことができる旨を定めるものです。

(2) 第58条は、不服申立人等の審査会に対する口頭による意見陳述について定めるものです。

(3) 第59条は、不服申立人等は審査会に対し、意見書又は資料を提出することができることを定めるものです。

(4) 第60条は、合議体を構成する一部の委員により、調査、意見陳述の聴取等ができることを定めるものです。

(5) 第61条は、不服申立人等は審査会に提出された資料等の閲覧を求めることができることを定めるものです。

(6) 第62条は、審査会の不服申立てに係る調査審議の手続を非公開とすることを定めるものです。

3 答申書の送付等（第63条から第65条関係）

(1) 第63条は、審査会が答申したときは、不服申立人及び参加人へ答申書の写しを送付すること及び答申の内容を一般に公表すべきことを定めるものです。

(2) 第64条は、審査会の庶務について定めるものです。

(3) 第65条は、審査会の運営に関し必要な事項についての会長への委任について定めるものです。

第5章 雑則

1 適用除外（第66条関係）

本条は、統計法等に係る個人情報については、本条例の規定を適用しないこと、行政

機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定の適用を受けない個人情報については、第2章（第1節を除く。）の規定を適用しないことを定めるものです。

2 実施状況の公表（第67条関係）

本条は、本条例の実施状況に関し、市民への公表の責務を定めるものです。

3 委任（第68条関係）

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を定める権限を市長に委任することを定めるものです。

第6章 罰則（第69条から第73条関係）

第69条から第73条までの規定は、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護する本条例の目的をより一層実効性のあるものとして担保するとともに、市に対する市民の信頼を確保するため、個人情報の取扱いについて一定の義務違反を行った者に対して罰則を科すものです。

附則

本条例の施行期日及び条例の施行に伴う所要の経過措置を定めるものです。

釜石市民病院における患者さんの個人情報の保護に関する取扱要領

第1 基本理念

1 院内取扱要領の目的

当院の全職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、釜石市個人情報保護条例（平成17年釜石市条例第22号）及び釜石市個人情報保護条例施行規則（平成17年釜石市規則第17号）に基づき、患者さんとその関係者（以下「患者等」という。）に関する個人情報を適切に取扱い、患者等から信頼される医療機関であるよう、たゆまぬ努力を続けていくものとする。特に医療機関は、個人情報の性質や利用方法等から、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があることから、配慮することが望ましいとされる医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省）にも配慮し、釜石市民病院における患者さんの個人情報の保護に関する取扱要領（平成17年3月22日釜石市民病院決裁。平成17年12月28日釜石市長改正決裁。以下「院内取扱要領」という。）を定める。

2 他の院内規則等との関係

当院における患者の個人情報の取扱いに関しては、この院内取扱要領のほか、当院の診療情報の提供に関する規定も適用されるものとする。

診療情報の提供について疑義がある場合には、前段に挙げた規定のほか、日本医師会診療情報の提供に関する指針及び厚生労働省診療情報の提供等に関する指針も参照にするものとする。

3 守秘義務

すべての職員は、その職種の如何を問わず、当院の従業者として、職務上知り得た患者の個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。当院を退職した後においても同様とする。

第2 用語の定義

この院内取扱要領で使う用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する患者等の個人を特定することができる情報のすべてをいう。

氏名、生年月日、住所等の基本的な情報から既往症、診療の内容、受けた処置の内容、検査結果、それらに基づいて医療従事者がなした診断、判断、評価、観察等までを含む。

(2) 診療記録等

診療の過程で患者の身体状況、症状、治療等について作成又は収集された書面、画像の一切をいう。

当院で取り扱う代表的な記録としては以下のとおり。

診療録、手術記録、麻酔記録、各種検査記録、検査成績、エックス線写真、助産録、看護記録、紹介状、処方せんの控えなど。

(3) 匿名化

個人情報の一部を削除又は加工することにより、特定の個人を識別できない状態にすることをいう。

匿名化された情報は、個人情報としては扱われない。ただし、その情報を主として利用する者が、他の情報と照合することによって容易に特定の個人を識別できる場合には、未だ匿名化は不十分である。

(4) 職員

当院の業務に従事する者で、正規職員のほか、非常勤職員、臨時職員、派遣職員を含むものとする。

当院と業務委託契約を締結する事業者に雇用され、当院から委託された業務に従事する者については、委託先事業者において、この院内取扱要領に準じた取扱いを定め、管理するものとする。

(5) 開示

患者本人又は別に定める関係者に対して、これらの者が当院の保有する患者本人に関する情報を自ら確認するために、患者本人等からの請求に応じて、情報の内容を書面で示すことをいう。

書面として記録されている情報を開示する場合には、そのコピーを交付することとする。

第3 個人情報の取得

1 利用目的の通知

職員は、患者から個人情報を取得する際には、その情報の利用目的、当該情報を第三者に提供する場合について、あらかじめ患者に通知しなければならない。ただし、初診時に通常の診療の範囲内での利用目的、第三者提供の内容を通知する場合には、様式1による院内掲示をもって代えることができる。(別表第1参照)

2 利用目的の変更

前項の手順に従っていったん特定した利用目的を後に変更する場合には、改めて患者に利用目的の変更内容を通知し、又は院内掲示等により公表しなくてはならない。ただし、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えることのないよう留意しなくてはならない。

第4 診療記録等の取扱いと保管

1 紙媒体により保存されている診療記録等

(1) 診療記録等の保管の際の注意

診療記録等の保管については、毎日の業務終了時に所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分注意するものとする。

(2) 診療記録等の利用時の注意

患者の診療中の事務作業中など、診療記録等を業務に利用する際には、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するとともに、記録の内容が他の患者など部外者等の目に触れないよう配慮しなくてはならない。

(3) 診療記録等の修正

いったん作成した診療記録等を、後日書き改める場合には、もとの記載が判別できるように二重線で抹消し、訂正箇所に日付及び訂正者印を押印するものとする。この方法によらずに診療記録等を書き改めた場合には、改竄したものとみなされることがあるので、十分留意するものとする。

(4) 診療記録等の院外持ち出し禁止

診療記録等は、原則として院外へ持ち出してはならない。ただし、職務遂行上やむを得ず持ち出す場合には、所属長の許可を得ることとし、返却後に所属長の確認を得なくてはならない。

所属長は、所管する診療記録等の院外持ち出し及び返却に関して、日時、利用者、持ち出しの目的等を記録し、5年間保存することとする。

(5) 診療記録等の廃棄

法定保存年限又は当院所定の保存年限を経過した診療記録等を廃棄処分する場合には、裁断又は溶解処理を確実に実施するものとする。

また、当院で保管中の診療記録等につき、安全かつ継続的な保管が困難な特別の事由が生じた場合には、院長はその記録類の取扱いについて、速やかに当院を所管する保健所と協議するものとする。

2 電磁的に保存されている診療記録等

(1) コンピュータ情報のセキュリティの確保

診療記録等をコンピュータを用いて保存している部署では、コンピュータの利用実態等に応じて、情報へのアクセス制限等を適宜実施するものとする。また、通信回線等を経由しての情報漏出及び外部からの不正侵入等の被害を未然に防ぐよう、厳重な措置を講じるものとする。

特に、職員以外の者が立ち入る場所又はその近くにおいてコンピュータ上の診療記録等を利用する際には、モニターに表示された画面を通じて患者の個人情報本人以外の者の目に触れることのないよう留意しなくてはならない。

(2) データバックアップの取扱い

コンピュータに格納された診療記録等は、機械的な故障等により情報が滅失したり見読不能となることのないよう、各部署において適宜バックアップの措置を講じるものとする。また、バックアップファイル及び記録媒体の取扱い、保管は、各部署の責任者の管理のもとに厳重に取り扱うものとする。

(3) データのコピー利用の禁止

コンピュータ内の診療記録等の全部又は一部を、院外での利用のために、他のコンピュータ又は記録媒体等に複写することは、原則として禁止する。ただし、職務遂行上やむを得ない場合には、所属長の許可、管理のもとに行うことができるものとする。その場合において、複写した情報の利用が完了したときは、速やかに当該複写情報を記録媒体等から消去するものとする。

(4) データのプリントアウト

コンピュータ等に電磁的に保存された個人情報をプリントアウトした場合には、紙媒体の診療記録と同等に厳重な取扱いをしなくてはならない。使用目的を終えたプリントアウト紙片は、裁断又は溶解処理など、他の者が見読不可能な状態にして速やかに廃棄しなければならない。

(5) 紙媒体記録に関する規定の準用

電磁的な保存がなされている診療記録等の取扱いについては、第4第1項第1号診療記録等の保管の際の注意及び第2号診療記録等の利用時の注意の規定の趣旨も参酌して準用するものとする。

3 診療及び請求事務以外での診療記録等の利用

(1) 目的外利用の禁止

職員は、法律の定める利用目的の制限の例外に該当する場合を除き、あらかじめ患者本人の同意を得ないで第3第1項利用目的の通知で特定した利用目的の達成に必要な範囲を越えて、患者の個人情報を取り扱ってはならない。

(2) 匿名化による利用

患者の診療記録等に含まれる情報を、診療及び診療報酬請求事務以外の場面で利用する場合には、その利用目的を達しうる範囲内で、可能な限り匿名化しなければならない。

第5 個人情報の第三者への提供

1 患者本人の同意に基づく第三者提供

患者の個人情報を第三者に提供する際には、第3条第1項に基づいてあらかじめ通知している場合を除き、原則として本人の同意を得なければならない。

法令に基づく第三者提供であっても、第三者提供をするか否かを当院が任意に判断しうる場合に

は、提供に際して原則として本人の同意を得るものとする。

2 患者本人の同意を必要としない第三者提供

前項の規定にかかわらず以下の場合には、個人情報の保護に関する法律第 23 条の規定により、本人の同意を得ることなく第三者へ提供することができる。

法令上の届け出義務、報告義務等に基づく場合

主な事例として、別表第 2 を参照のこと。ただし、これらの場合にも、できる限り第三者提供の事実を患者等に告知しておくことが望ましい。

意識不明又は判断能力に疑いがある患者につき、治療上の必要性から病状等を家族、関係機関等に連絡、照会等をする場合

地域がん登録事業への情報提供、児童虐待事例についての関係機関への情報提供など、公衆衛生の向上又は児童の保護のために必要性があり、かつ本人の同意を取得することが困難な場合

その他、法令に基づいて国、地方公共団体等の機関に協力するために個人情報の提供が必要であり、かつ、本人の同意を取得することにより、当該目的の達成に支障を及ぼす恐れがある場合

第 6 個人情報の本人への開示と訂正

1 個人情報保護の理念に基づく開示請求

当院の患者は、当院が保有する自己の個人情報について、様式 2 の書面に基いて開示を請求することができる。

院長は、患者から自己の個人情報の開示を求められた場合には、主治医、記録作成者、その所属長らを含む検討委員会において協議のうえ、開示請求に応じるか否かを決定し、開示請求を受けた時から原則として 10 日以内に、様式 3 又は様式 4 の書面により、開示を拒む場合にはその理由も付して、請求者に回答するものとする。

2 診療記録等の開示を拒みうる場合

前項の規定に基づく協議において、患者からの個人情報の開示の求めが、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、院長は開示を拒むことができるものとする。

本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

開示することが法令に違反する場合

3 診療記録等の開示を求めうる者

当院の規定に基づいて患者の診療記録等の開示を請求しうる者は、以下のとおりとする。

患者本人

患者の法定代理人

患者の診療記録等の開示請求をすることについて患者本人から委任を受けた代理人

4 代理人からの請求に対する開示

代理人など、患者本人以外の者からの開示請求に応ずる場合には、開示する記録の内容、範囲、請求者と患者本人との関係等につき、患者本人に対して確認のための説明を行うものとする。

5 内容の訂正、追加、削除等

当院の患者が、当院の保有する、患者本人に関する情報に事実でない内容を発見した場合には、様式 5 の書面により訂正、追加、削除（以下「訂正等」という。）すべき旨を申し出ることができる。

院長は、訂正等の請求を受けた際には、主治医、記録作成者、その所属長らを含む検討委員会にて協議のうえ、訂正等の請求に応じるか否かを決定し、訂正等の請求を受けた時から原則として3週間以内に、様式6又は様式7の書面により請求者に対して回答するものとする。

6 診療記録等の訂正等を拒みうる場合

前項の規定に基づく患者からの個人情報の訂正等の求めが、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、院長は訂正等を拒むことができるものとする。

当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でない場合

当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくない場合

訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合

対象となる情報について当院には訂正等の権限がない場合

7 訂正等の方法

前項及び前々項の規定に基づいて診療記録等の訂正等を行う場合には、訂正前の記載が判読できるよう当該箇所を二重線等で抹消し、新しい記載の挿入を明示し、併せて訂正等の日時、事由等を付記しておくものとする。訂正等の請求に応じなかった場合においても、請求があった事実を当該部分に注記しておくものとする。

利用停止等の請求

患者が、当院が保有する当該患者の個人情報の利用停止、第三者提供の停止、又は消去（以下「利用停止等」という。）を希望する場合は、様式8の書面によりその旨を申し出ることができる。

院長は、利用停止等の請求を受けた際には主治医、記録作成者、その所属長らを含む検討委員会にて協議のうえ、利用停止等の請求に応じるか否かを決定し、請求を受けた時から原則として1週間以内に、様式9又は様式10の書面により請求者に対して回答するものとする。

診療情報の提供に関する指針に基づく開示

患者からの診療記録等の開示請求が、医師、医療機関と患者等との信頼関係の構築、疾病や治療に対する正しい理解の助けとすることを目的としたものである場合には、釜石市民病院診療情報提供実施要綱（平成13年釜石市告示第101号）及び日本医師会の診療情報の提供に関する指針に基づいて対応するものとする。

第7 苦情、相談等への対応

1 苦情、相談等への対応

個人情報の取扱い等に関する患者等からの苦情、相談等は、受付あるいは医療相談室で対応するものとする。

2 個人情報に関する検討委員会

前項による対応が困難な事例については、院長直轄の個人情報保護に関する検討委員会での対応を協議するものとする。本検討委員会の開催は、必要に応じて院長が召集するものとする。

3 外部の苦情、相談受付窓口の紹介

第1項により受け付けた患者からの苦情、相談等については、院長の指示に基づき、患者の意向を聞きつつ必要に応じて医師会の診療に関する相談窓口及び行政の患者相談窓口等を紹介することとする。

第8 適用時期

この院内取扱要領は、平成18年1月1日から適用する。（改正前は、平成17年4月1日）

別表第1 当院における患者の個人情報の通常の利用目的（第3第1項関係）

患者への医療に直接関係する利用目的	院内での利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者等に提供する医療サービス ・ 医療保険事務 ・ 患者に係る管理運営業務のうち、 入退院等の病棟管理 会計・経理 医療事故等の内部的報告 当該患者の医療サービスの向上
	院外への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者等に提供する医療サービスのうち、 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携 他の医療機関等からの照会への回答 患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合 検体検査業務の委託その他の業務委託 家族等への病状説明 ・ 医療保険事務のうち、 保険事務の委託 審査支払機関へのレセプトの提出 審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ・ 企業等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、企業等への診断結果の通知 ・ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等の管理運営業務のうち、 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 当院内において行われる医療実習への協力 医療の質の向上を目的として当院内で行われる症例研究 外部監査機関への情報提供

（厚生労働省ガイドラインより抜粋）

別表第2 法令上の届け出義務、報告義務等に基づく第三者提供（第5第2項第1号関係）

- ・ 医師が感染症の患者等を診断した場合における都道府県知事等への届出（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条）
- ・ 特定生物由来製品の製造承認取得者等からの要請に基づき病院等の管理者が行う、当該製品を使用する患者の記録の提供（薬事法第68条の9）
- ・ 医師、薬剤師等の医薬関係者による、医薬品製造業者等が行う医薬品等の適正使用のために必要な情報収集への協力（薬事法第77条の3）
- ・ 医師、薬剤師等の医薬関係者が行う厚生労働大臣への医薬品等の副作用、感染症等報告（薬事法第77条の4の2）
- ・ 医師等による特定医療用具の製造承認取得者等への当該医療用具利用者に係わる情報の提供（薬事法第77条の5）
- ・ 自ら治験を行う者が行う厚生労働大臣への治験対象薬物の副作用、感染症報告（薬事法第80条の2）
- ・ 処方せんに疑わしい点があった場合における、薬剤師による医師への疑義照会（薬剤師法第24条）
- ・ 調剤時における、患者又は現に看護に当たっている者に対する薬剤師による情報提供（薬剤師法第25条の2）
- ・ 医師が麻薬中毒者と診断した場合における都道府県知事への届出（麻薬及び向精神薬取締法第58条の2）
- ・ 保険医療機関及び保険薬局が療養の給付等に関して費用を請求しようとする場合における審査支払機関への診療報酬請求書、明細書等の提出等（健康保険法第76条等）
- ・ 家庭事情等のため退院が困難であると認められる場合等患者が一定の要件に該当する場合における、保険医療機関による健康保険組合等への通知（保険医療機関及び保険医療養担当規則第10条等）
- ・ 診療した患者の疾病等に関して他の医療機関等から保険医に照会があった場合における対応（保険医療機関及び保険医療養担当規則第16条の2等）
- ・ 施設入所者の診療に関して、保険医と介護老人保健施設の医師との間の情報提供（老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準第19条の4）
- ・ 患者から訪問看護指示書の交付を求められた場合における、当該患者の選定する訪問看護ステーションへの交付及び訪問看護ステーション等からの相談に応じた指導等（保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4等）
- ・ 患者が不正行為により療養の給付を受けた場合における、保険薬局が行う健康保険組合等への通知（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第7条）
- ・ 医師等による都道府県知事への不妊手術又は人工中絶の手術結果に係る届出（母体保護法第25条）
- ・ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条）
- ・ 要保護児童を発見した者による児童相談所等への通告（児童福祉法第25条）
- ・ 指定入院医療機関の管理者が申立てを行った際の裁判所への資料提供等（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）第25条）
- ・ 裁判所より鑑定を命じられた精神保健判定医等による鑑定結果等の除法提供（医療観察法第37条）

等)

- ・ 指定入院医療機関の管理者による無断退去者に関する情報の警察署長への提供（医療観察法第 99 条）
- ・ 指定通院医療機関の管理者による保護観察所の長に対する通知等（医療観察法第 110 条、111 条）
- ・ 精神病院の管理者による都道府県知事等への措置入院者等にかかる定期的病状報告（精神保健福祉法第 38 条の 2 ）

（厚生労働省ガイドラインより抜粋）

様式1 院内掲示(第3第1項関係)

当院での患者さんの個人情報の利用目的

当院では、患者さんの個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。なお、疑問などがございましたら医事課にお問い合わせください。

病 院 長

1 院内での利用

- (1) 患者さんに提供する医療サービス
- (2) 医療・介護保険事務
- (3) 入退院の病棟管理
- (4) 会計・経理
- (5) 医療事故等の報告
- (6) 患者さんへの医療サービスの向上
- (7) 院内医療実習への協力
- (8) 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
- (9) その他患者さんに係る管理運営業務

2 院外への情報提供としての利用

- (1) 他の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- (2) 他の医療機関等からの照会への回答
- (3) 患者さんの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 検体検査業務等の業務委託
- (5) ご家族等への病状説明
- (6) 保険事務の委託
- (7) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (8) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (9) 事業者等からの委託を受けた、健康診断に係る事業者等へのその結果通知
- (10) 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等
- (11) その他患者さんへの医療・介護保険事務に関する利用

3 その他の利用

- (1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 院内で行われる学生の実習への協力
- (3) 院内で行われる症例研究
- (4) 外部監査機関への情報提供

1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を医事課までお申し出ください。

2 お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

3 これらのお申し出は、あとからいつでも撤回、変更等を行うことができます。

様式2 開示請求（第6第1項関係）

個人情報に関する開示請求書

年 月 日

釜石市民病院長

様

私は、貴院が保有する下記の個人情報を開示していただきたく、請求いたします。

開示を受けようとする患者	患者氏名	
	診察券番号	
	住 所	
	生年月日	年 月 日
開示を希望する記録等 (該当するものを で囲む)	項 目	診察日・部位等
	1 診療記録のすべて	
	2 診療録（カルテ）	
	3 検査記録、検査成績表	
	4 エックス線写真	
	5 画像：CT、MRI、エコー	
	6 看護記録	
	7 その他（ ）	

開示請求者

氏 名

患者との関係

住 所

電話番号

本人同意書

私は、上記のとおり請求者
示されることに同意いたします。

に対して、貴院が保有する私の診療記録等が開

患者本人（自署）

番 号
年 月 日

様

釜石市民病院院長

当院が保有する 様に関する個人情報の開示について

あなたから開示請求書が提出されたおりました標記の件については、下記のとおり開示することと決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

開示対象となる記録	
-----------	--

つきましては、 月 日までにあらかじめ当院にご連絡の上、当院窓口までお越しいただきますようお願いいたします。

なお、複写の実費として金 円を申し受けます。ご来院時に現金でお支払いいただきますようお願い申し上げます。

番 号
年 月 日

様

釜石市民病院院長

当院が保有する 様に関する個人情報の開示について

あなたから開示請求書が提出されたおりました標記の件については、誠に遺憾ながら、下記のとおりご希望に添いかねることと決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

開示できない記録	
開示できない理由	<input type="checkbox"/> 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利権益を害するおそれがあるため <input type="checkbox"/> 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため <input type="checkbox"/> 開示することが法令に違反するため

なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。

様式5 訂正、追加、削除等請求書（第6第5項関係）

個人情報に関する訂正、追加、削除請求書

年 月 日

釜石市民病院長

様

私は、貴院が保有する個人情報について、下記のとおり訂正、追加、削除（以下「訂正等」という。）していただきたく、請求いたします。

訂正等を求める患者	患者氏名	
	診察券番号	
	住 所	
	生年月日	年 月 日
訂正等を求める内容 （該当するものを で囲む）	項 目	具体的な訂正等の内容

開示請求者

氏 名

患者との関係

住 所

電話番号

本人委任状

私は、上記のとおり請求者
正等請求に関する一切を委任いたします。

に対して、貴院が保有する私の診療記録等の訂

患者本人（自署）

番 号
年 月 日

様

釜石市民病院院長

当院が保有する 様に関する個人情報の訂正、追加、削除について
あなたから訂正、追加、削除請求書が提出されたおりました標記の件については、下記のとおり訂正、追加、削除することと決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

訂正、追加、削除の内容	
-------------	--

なお、訂正、追加、削除の内容を確認される場合には、あらかじめ当院にご連絡の上、当院窓口までお越しいただきますようお願いいたします。

また、訂正、追加、削除の箇所のコピーをご希望の場合には、実費として金 円を申し受けます。ご来院時に現金でお支払いいただきますようお願い申し上げます。

番 号
年 月 日

様

釜石市民病院院長

当院が保有する 様に関する個人情報の訂正、追加、削除について
あなたから訂正、追加、削除(以下「訂正等」という。)請求書が提出されたおりました標記の件
については、誠に遺憾ながら、下記のとおりご希望に添いかねることと決定いたしましたので、ご通知
申し上げます。

訂正等請求の内容	
訂正等ができない理由	() 当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でないため () 当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくないため () 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報であるため () 対象となる情報について当院には訂正等の権限がないため () その他()

なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。

様式 8 利用停止等請求書（第 6 第 7 項第 1 号関係）

個人情報に関する利用停止等請求書

年 月 日

釜石市民病院長

様

私は、貴院が保有する下記の個人情報について、利用停止、第三者提供の停止又は消去していただきたくよう請求いたします。

利用停止等を求める患者	患者氏名	
	診察券番号	
	住 所	
	生年月日	年 月 日
利用停止等請求の対象となる記録文書、日付		
利用停止等を求める内容		
利用停止等請求の理由	<input type="checkbox"/> あらかじめ定められた利用目的を越えた利用 <input type="checkbox"/> 当該個人情報不正な手段によって取得されたため <input type="checkbox"/> その他 ()	

請求者

氏 名

患者との関係

住 所

電話番号

本人委任状

私は、上記のとおり請求者 に対して、貴院が保有する私の診療記録等の利用停止等請求に関する一切を委任いたします。

患者本人（自署）

様式9 利用停止等請求回答書(承諾)(第6第7項第1号関係)

番 号
年 月 日

様

釜石市民病院院長

当院が保有する 様に関する個人情報の利用停止等請求について
あなたから利用停止等の請求書が提出されたおりました標記の件については、下記のとおり利用停止等の措置を講じましたので、ご通知申し上げます。

利用停止等の対象記録	
利用停止等の内容	
利用停止等の措置を講じた日	年 月 日から

番 号
年 月 日

様

釜石市民病院院長

当院が保有する 様に関する個人情報の利用停止等請求について
あなたから利用停止等の請求書が提出されたおりました標記の件については、誠に遺憾ながら、下記のとおりご希望に添いかねることと決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

利用停止等請求の内容	
利用停止等の措置をとらない理由	<input type="checkbox"/> 利用目的の逸脱等は認められないため <input type="checkbox"/> 当該個人情報の取得に関して、不正は認められなかったため <input type="checkbox"/> その他()

なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。

